



払戻金の支払を受けた方へ

競馬、競輪、オートレース、ボートレースの払戻金は、一時所得として**確定申告**が必要となる場合があります

※次ページの払戻金に係る所得金額の計算方法を参照ください

●払戻金の支払を受けた場合には、次の事項を**ノートなどに控えて**ください

- ①開催日・開催場・レース
- ②払戻金に係る受取額
- ③払戻金に係る投票額

【記載例】（外れ投票分（払戻金のない投票）は受取額・投票額ともに計算に含みません。）

開催日	開催場	レース	受取額	投票額
・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
12/23	〇〇	11R	2,000	1,000

※国税庁ホームページにて、集計用のフォーマットを提供しています

※インターネット投票等の場合は、上記に相当する画面の写し等でも代用可

※投票額が分からない場合は、受取額とオッズなどから計算してください

● 払戻金に係る一時所得の金額は、次の順序で計算します。

※ 外れ投票分（払戻金のない投票）は受取額・投票額ともに計算に含みません。

- ① 払戻金に係る年間受取額を計算する
- ② 払戻金に係る年間投票額を計算する
- ③ ① - ② - 50万円した金額を計算する
- ④ ③ × 1/2した金額を計算する

※上記④がプラスでない場合などについては、確定申告の必要はありません

● 最後に確定申告書を作成します。 申告書の作成は作成コーナーが便利。

確定申告書は国税庁HP (<http://www.nta.go.jp/>)の確定申告書等作成コーナーを利用して作成できます。

画面の案内に従って必要な項目を入力すれば、税金の額を自動的に計算でき、計算誤りの心配もありませんので、是非ご利用ください。